

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 11 日現在

機関番号：32641

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2014

課題番号：25580182

研究課題名(和文) 東マレーシア・サバ州における原住民裁判所と法文化の研究

研究課題名(英文) The Study of the Native Court and Legal Culture in Sabah, East Malaysia

研究代表者

宮本 勝 (Miyamoto, Masaru)

中央大学・総合政策学部・教授

研究者番号：40110085

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、マレーシアのサバ州(旧北ボルネオ)における原住民裁判所と法文化の現地調査をつうじて実施した。その結果、原住民裁判所は、統治期のイギリスにとってはサバ諸民族の分割統治のための装置であったが、一般住民にとっては、固有法(慣習法)の主体的運用による「原住のサバ人」としての民族的独自性保持という戦略のための装置となっており、固有法の根底に潜むアニミズム(精霊信仰)的な世界観が彼らの戦略の原動力となった、ということが明らかになった。

研究成果の概要(英文)： This study was carried out through field research on the Native Court and legal culture in Sabah (former North Borneo), Malaysia. As a result, it is revealed that whereas the Native Court was for the British during the rule period an instrument for dividing and ruling the ethnic groups of Sabah, the Court has been for the people in general a device for the strategy of maintaining their ethnic identity as the "Native Sabahan" by means of actively manipulating their indigenous (or customary) law, and that the animistic world view which underlies the indigenous law has been a motive power of their strategy.

研究分野：人文学

キーワード：法人類学 マレーシア サバ 原住民裁判所 紛争処理 固有法 法文化 イスラーム教徒

1. 研究開始当初の背景

1980年代以降、多元的法体制論が法人類学の主要な課題とみなされ、法の多元性と非西欧社会における法文化の研究が重視されるようになった。私はこの観点に啓発され、多民族で構成される東マレーシア・サバ州で固有法(慣習法)と原住民裁判所(Native Court)について調査を実施し、固有法の根底に潜むアニミズム(精霊信仰)的世界観と原住民裁判所の諸規則を支える法理念との間に連続性があるのではないかという仮説を提示した。ただし、この研究ではサバの法制史の考察が不十分であり、また調査地がアニミズム信仰からキリスト教に改宗した人々の多い地域に限られていた。そこで本研究では、イスラーム教徒の居住地でも調査を実施して、サバ州全体の法文化の特質を明らかにしてみようという目論んだ。

2. 研究の目的

サバ州では、固有法と外来宗教法(イスラーム法やキリスト教会法)と近代国家法が複雑に併存する多元的法秩序が形成され、それらの法の間を生じた葛藤を克服するために様々な法政策と司法の運営が企てられてきた。その一つが原住民裁判所の設置であった。本研究は、サバの原住民(Natives)をめぐる植民統治期以降の法政策の変移を検討することによって多元的法秩序の形成過程を解明し、原住民裁判所における紛争処理過程と人々の紛争経験の分析および最近の司法改革の考察をつうじてサバにおける紛争処理のメカニズムと法文化の特質を明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究は、文献資料の検討とフィールドワーク(参与観察と聞き書き)という、至って地味な方法を用いて実施したが、サバの法文化を明らかにするために、個々人が直接的・間接的に経験した紛争(もめごと)をめぐるライフヒストリーの聞き書き調査をつうじ

て、人々の間で実際に「生きている法(living law)」の考察を試みてみようという計画した。当初は、サバ州でイスラーム教徒の人口比が最も高い東海岸地域南部のスンボルナ行政区(Semporna District)での集約的調査を平成25年8月～9月と平成26年8月～9月の2回にわたって実施する計画を立ててみたが、現地の情勢と原住民裁判所の事情により、他地域での広域的調査に方法と計画を変更した。

4. 研究成果

サバ州(旧北ボルネオ)は、1882年から1942年までイギリスの北ボルネオ特許会社の支配下にあり、一時日本軍政下に置かれ、1946年にイギリスの直轄植民地となったが、1963年に独立してマレーシア連邦に加入した。本研究では、歴史学者、法学者の研究と私自身の調査資料を手がかりとして、原住民裁判所が19世紀末以降の北ボルネオ特許会社時代と戦後の直轄植民地時代をとおしてイギリスの分割統治政策と民族分断政策に貢献し、独立後は数十年間にわたって原住民族の近代法への移行に寄与してきたという事実を指摘するとともに、1990年代以降、サバの原住諸民族が共有してきた伝統的法理念が消滅の一途をたどることに歯止めをかけるような現象が生じてきたのではないかと、という原住民裁判所の大きな流れと最近の変化の文化的意味に注目することにした。そのためには、研究報告が皆無であるイスラーム教徒の居住地域における原住民裁判所と法文化の調査が不可欠であると痛感し、サバ州でイスラーム教徒の人口比が最も高い東海岸地域南部のスンボルナ行政区での集約的な調査を計画してみた。

サバ州の東海岸はのどかな地域であるが、平成25年2月初旬から3月下旬にかけて緊張が高まった。「スルー王国軍」と名乗りサバ領有権を主張するフィリピン南部のムスリム武装勢力数百人がスンボルナの北方に位置するラハッド・ダトゥ行政区の村に不法侵

入し、マレーシア国軍・警察との間で銃撃戦が繰り広げられたからである。3月末には沈静化したが、スンボルナでは同武装勢力と思われる侵入者とマレーシア警察との間で銃撃戦が発生したため、緊張した状況が続いた。

調査のためにスンボルナに向かった同年8月には事態はすでに収束していたが、この地域の村では外国人の長期滞在は歓迎されない状況にあった。そのため、当初計画した長期の集約的調査を断念せざるを得なかった。そこでスンボルナでは、バジャウ人が住む漁村における固有法文化を概観するためにごく簡単な調査を試みるにとどめ、計画を広域的な調査に変更することにした。

次年度の平成26年8月～9月のサバ調査では、接触が困難だったコタキナバルの原住民裁判所と南方のプタタン小行政区から調査実施の承認が得られた。これらの原住民裁判所の周辺にムスリムの密集地が広がっている。残りのサバ滞在期間が3週間のみとなってしまったが、双方の原住民裁判所で法廷での質疑応答と判決を観察することができ、裁判長への聞き書きも可能となった。

サバ州西海岸における非ムスリムの村の固有法では科料は主に家畜で支払われる。原住民裁判所でも科料は本来家畜で支払われていたが、最近は現金による支払いが普通になっている。そのため、法学者のシャリファー・ザファレーは、サバの原住民裁判所は民族の固有法理念から彼らを引き離し、近代国家法理念に向かわせる役割を果たしてきたという見解を提示し(Sharifah Zaleha 1993)それがマレーシアの法学者の間で通説になっている。しかし、この通説は原住民裁判所の重要な側面を見落としている。

1995年にサバ州政府は、54種の侵犯行為と科料の内容を定めた「原住民裁判所(原住民慣習法)規則集1995」を制定した。この規則集を検討してみると、そこにはサバ州の原住民諸民族が共有するアニミズム信仰に関連す

る用語が散りばめられていることが明らかになる。そこで、この規則集はアニミズム的性格を保持しているがゆえに、サバの原住民諸民族のアニミズム的世界観に基礎を置くと考えられる固有法が国家法や外来宗教法の導入、近代化の波によって消滅に向かうことに歯止めをかける役割を果たしてきたのではないかと、という仮説を西海岸非ムスリム地域での調査資料をもとにして得ることができた。今回の調査から、この仮説はムスリム地域にも適用可能であるということが判明した。つまり、原住民裁判所の規則集制定という形でサバ州政府が立案し実施した法政策は原住民諸民族の帰属意識を「原住民のサバ人(Native Sabahan)」にまとめ、収斂させる文化政策であったと解釈することができる。それは、サバ諸民族が結束することをかならずしも歓迎せず、同一国内に原住民裁判所という異質な法制度があることを快く思っていないマレーシア連邦の中央政府に対する静かな異議申し立てであったと言える。

この見解は、原住民裁判所が原住民を近代国家法の理念に向かわせる役割を果たしてきたというマレーシアの法学者たちの通説をくつがえすものであり、多元的法体制論を主要課題とする今日の法人類学の研究に新たな事例を提供するだけでなく、最近の法学・法社会学が注目する裁判外紛争解決(ADR)をはじめとするオルタナティブ・ジャスティスの研究に貢献するという学術的意義を持つ。

<引用文献>

Sharifah Zaleha bt Syed Hassan, Native Courts and the Construction of Modern Legal Thinking in Sabah: A Case Study, Borneo Review, Vol. 4, No. 1, 1993, 83-97

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計1件)

宮本 勝、Indigenous Law and the Native Court in Sabah (招待講演)、Symposium on Sabah Native Customary Law、マレーシア・サバ大学、2013年9月2日

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

宮本 勝 (MIYAMOTO, Masaru)
中央大学・総合政策学部・教授
研究者番号： 40110085

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：